第５章　スポーツにおけるLGBTが抱える課題と求められる対応
－支援組織・医師・大学教員等の専門家への聞き取り調査の結果から－
第１項　調査の概要

來田　享子[1)]　　建石真公子[2)]

本章では，LGBT当事者やその家族・友人等の関係者を支援する組織，医師，大学教員等（以下，「専門家」とする）に実施した聞き取り調査の結果から，スポーツにおけるLGBTが抱える困難さや課題と求められる対応について検討を行う．

2017年度の本研究プロジェクトは，公益財団法人日本スポーツ協会（調査実施時は公益財団法人日本体育協会）のマイページに登録する公認スポーツ指導者を対象とする調査を実施した．その結果，指導者の属性（性別・最終学歴・指導者資格・指導レベル）によって，種々の傾向が明らかになった[1)]．この調査結果を含むプロジェクトの報告書から明らかになった内容を総括すれば，次の２点にまとめられるであろう．第一は，LGBTに関する知識は一定程度普及し，人権の観点からの配慮や対応の必要性についても認識されつつあることである．第二に，国内のスポーツ指導現場においては，指導者に知識はあってもLGBT当事者の存在は不可視化されており，残念ながら他人事の域を脱しているとは言い難い状況があった．また，指導者の中には，配慮や適切な対応のための知識や制度整備に対するニーズが存在した．

こうした調査結果を踏まえ，本章では，LGBT当事者やその関係者が抱える課題をより具体的に描きだすことを狙いとした．スポーツ指導者だけでは対応が困難な場面では，専門家との連携が必要となる．円滑な連携により，指導対象である選手の人権を擁護し，スポーツを継続するための環境を提示するためには，どのような立場の専門家がどのような対応を行っているかについて知ることが重要であると考えられる．

１）中京大学
２）法政大学

実施した調査における問題意識は，主に以下の５点である．

１）LGBT当事者である人々が抱える困難とはどのようなものだと考えられるか
２）LGBT当事者が体育・身体活動・スポーツにおいて抱える困難とはどのようなものだと考えられるか
３）教育的な場面・機関においてLGBT当事者が抱える困難とはどのようなものだと考えられるか
４）上記１）～３）の困難に対し専門家としてどのような配慮や支援を行ったか，またその際に経験した課題はどのようなものであったか
５）スポーツを経験する場において必要と考えられる組織的な体制整備はどのようなものだと考えられるか

１．調査の概要

(1) 調査対象

調査対象は，以下に示した４名の専門家とした．

○ヨ ヘイル氏（ネクスDSDジャパン[2)]，臨床心理士）（2019年１月９日調査実施）
○中塚幹也氏（岡山大学大学院保健学研究科教授・岡山大学ジェンダークリニック医師・GID（性同一性障害）学会[3)] 理事長）（2019年２月19日調査実施）
○大賀一樹氏（早稲田大学GSセンター[4)] 専門職員）（2019年２月25日調査実施）
○荒井弘和氏（法政大学文学部心理学科教授・スポーツ心理学専攻）（2019年２月25日調査実施）

(2) 調査方法

調査は，本プロジェクト研究員１名または２名が対面調査により，前述の５点の問題意識を中心

とする半構造化インタビューによって実施した．個々の専門家へのインタビュー時間は１時間半から２時間であった．

調査の目的および調査結果の公表方法について事前に伝達し，専門家を対象とする調査であることから氏名および支援を行っている立場（支援組織, 所属等）を公表することについて承諾を得た．

２．調 査 結 果

以下第２項～第５項では，個々の専門家に対するインタビューおよび提供資料にもとづき得られた情報の概要を記す．

注・参考文献

１）大勝志津穂・高峰修(2018)來田享子編「平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅱ『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究－第１報－』」公益財団法人日本体育協会，pp.66-91.

２）ネクスDSDジャパン公式サイト，https：//www.nexdsd.com/

３）GID（性同一性障害）学会公式サイト，http：//www.gid-soc.org/

４）早稲田大学GSセンター（Gender and Sexuality Center）公式サイト，https：//www.waseda.jp/inst/gscenter/

第２項　DSDs（性分化疾患）を持つ人々とその家族が抱える困難，求められる対応
ヨ ヘイル氏（ネクスDSD）への聞き取り調査結果を中心に

來田　享子[1)]　　建石真公子[2)]

１．ネクスDSDジャパンの活動

ネクスDSDジャパン（以下，ネクスDSD）は，体の性の様々な発達（Differences of Sex Development，DSDs）：性分化疾患を持つ子どもとその家族のための医療的ケア，社会的・心理的サポートを実施するために，欧米の医療従事者やDSDサポートグループと連携し，情報発信を行っている．また，DSDsに関する正しい情報発信により，社会的偏見を取り除き，人権侵害を防止することや，日本国内の当事者・当事者家族と医療関係者の連携を促進することをめざしている．

ホームページでは，アメリカで発行されている家族のためのハンドブックの日本語翻訳版[1)]，オランダ社会文化計画局報告書「インターセックスの状態／性分化疾患と共に生きる」[2)]，ベルギー国家機関によるDSDsを持つ人々と家族に関する実態報告書の翻訳[3)]等，海外の有用な情報が公開されている．

２．DSDs（性分化疾患）を持つ人々とその家族が抱える困難

(1) 課題：DSDsに関する知識の欠如

社会的な意味での性別，すなわちジェンダー（女らしさ／男らしさ）に関する規範的な理解が性別の不平等をもたらすことについての理解は進んでいる．しかし一方で，生物学的な身体については，「あるべき女性身体／男性身体」に対する固定観念が存在し，生物学的に「こうでなければ（十分な）男性・女性とは言えない」という社会的固定観点が根強い．特に女性の膣や子宮等の内性器の有無，外性器の形状・サイズ，不妊等は，性に関わる「プライベートゾーン」であることから，当事者や家族が抱える悩みや苦しみは第三者にはそもそも伝えづらく，また伝えた場合にも尊厳が損なわれる事例が多々発生する可能性がある．こうした状況が，DSDs当事者やその家族の困難の根底には存在する．

社会に浸透している生物学的な意味での女性・男性の体の性の構造に関する固定観念は，過去には医学にも浸透し，出生時にはペニス／クリトリスの大きさで性別が単純に割り振られた．過去には，新生児男児のペニスを引っ張って2.5cm未満の場合，陰茎切除・精巣摘出の上，本人には知らせず女児として育てるようにした欧米の事例が存在する．現在では，染色体・遺伝子・性腺の状態・ホルモン値等を厳密に調べ，多様な症例から体の状態を特定した上で，男性か女性かが判定される．

ネクスDSDでは，DSDsを「染色体や性腺，外性器の形状，女性の膣・子宮などの内性器，性ホルモンの産生などが，男性ならばこういう体の構造のはず，女性ならばこういう体の構造のはずとされる固定観念とは，生まれつき一部異なる発達を遂げた体の状態」と説明している．出生時に判明するDSDsもあるし，思春期前後に判明するDSDsもある．

特にスポーツにおいてセンセーショナルに問題とされるのがXY染色体で性腺が精巣でも女性に生まれ育つアンドロゲン不応症（AIS）などのDSDsである．「XY・精巣＝男性」という固定観念は21世紀の現代においてもかなり根強いが，AIS女性は体の細胞全体，もしくは一部がアンドロゲン（テストステロン）に全く反応しない体の状態で，この場合は全くの女性に生まれ育つのである．これは，トランスジェンダーの人々の性自認の話ではなく，あくまで生物学的事実である．間違っているのは，体の性の発達についてまだ基

1）中京大学
2）法政大学

礎的なことしか記述されていない教科書の方なのだ.

DSDsは包括用語でしかなく，AIS女性以外にもいくつかの体の状態がある．当事者家族の圧倒的大多数が,「インターセックス」や「性分化疾患」という用語で括られて語られることに拒否的であることから,「AIS[4)]」「CAH[5)]」「ターナー症候群[6)]」などそれぞれの状態に応じた名称が用いられている.

(2) 課題：LGBTとの混同

DSDsは，社会で急速に認知されるようになったLGBTの用語が指す性的マイノリティや「性のグラデーション」と同様に理解されているケースが多い.

LGBTに［I］（インターセックス）を加えたLGBTIという接頭語が使われることがあるが，実はDSDsを持つ女性・男性の大多数は，自身をLGBTなどの性的マイノリティの一員とは全く考えておらず，そのような加え方には否定的であることも分かっている.

DSDsを持つ人々にもLGBTなどの性的マイノリティの人はいるが，DSDsはジェンダー，性自認，性的指向の多様性とは異なる位置づけで理解する必要がある.

また，ジェンダー研究が進展する中で，男女二元制を批判する際の論点として取り扱われることもある．しかし，オランダの実態調査でも示されているが，DSDsを持つ人々の大多数は一般的に,「インター・セックスの状態／性分化疾患を持つ人々」という集団の一員であるとは感じておらず，男性・女性以外の別のカテゴリーと見なされたいとも望んでいない．また，男女二元制を打ち崩したいという希望を全く持っていない．それどころか，自分が男性もしくは女性であると感じるかどうかさえ,ほとんど全く疑いを持ったこともない．むしろ，他人が自分を完全な女性／完全な男性として見てくれるかどうか不安に思っている．ベルギー共同参画省の調査報告書では，DSDsを持つ人々の性別が「第三の性別のカテゴリーである」とする神話は，医療提供者やマスコミ，学校の教師によってさらに強められていることが指摘されている.

ネクスDSDによるDSDsを持つ人々と他の性的マイノリティとの関係性を示す図

(3) 課題：社会の偏見やセンセーショナルな取扱い

DSDs当事者に対する誤解や偏見には以下のようなものがある.

○男性・女性以外の性別
○男性女性の両方の特徴を持った人
○完全な男性・女性ではない
○男女に分けられない人
○第３の性
○男性と女性の中間
○彼ら／彼女らは，同性愛者，トランスジェンダーである
○性器が曖昧な形である

上述のような偏見や神話は，自分が女性もしくは男性としての資格が十分なのかどうかに不安を抱えるDSDsを持つ人々の大多数にとって，自己イメージを毀損する，極めて大きな苦痛となる．多様な性的マイノリティの人々に親和性のある（LGBTフレンドリー）配慮や対応の中には，DSDsとトランスジェンダーの区別がついていな

かったり，「第３の性」という短絡をとるケースがある．たとえばDSDsを持つ女性に対して，善意から「性自認は女性なんですね」という“フォロー”をすると，DSDsを持つ女性にとっては「あなたは女性とは言えないけれども，自分で女性だと思っているから，女性だと認めてあげます」という意味合いになり，傷を深めることが十分にあり得る．

メディア，教科書を含む社会が単純化しすぎたイメージやステレオタイプ化してDSDsを表現することにより，DSDsを持つ人々は自分の体の状態をオープンにすることに関する抑圧や困難を抱えることになる．また，DSDsを持つ人々は「両性具有」「半陰陽」などの語で表象されること，国内では「セックス」という語自体に性的イメージがあることから「インターセックス」という語が用いられることに対し，否定的である．テレビ番組等において，当事者が望まない形でDSDsを取り上げることは，「見世物小屋」的な取り扱いを行っていることになる．創作物におけるステレオタイプな「男でも女でもない」というイメージが暴力的に投影されることは，悩みを抱えている当事者にとっては，尊厳を傷つけられることに結びつく．

これらは，DSDsを持つ人々やその家族が社会的抑圧を感じたり，社会から孤立する状況を生み出すことになる．

(4) 困難の実際

DSDsを持つ人々と家族が実際に抱えている困難の例には，以下のものがある．

○思春期前後に判明するDSDsにおいて，専門ではない医療機関で「本当は男だった」「男でも女でもない」等の誤った告知をされることによるトラウマ
○女性／男性としての自尊心・自己イメージの既存
○不妊の喪失感と苦悩
○恋愛関係等のライフイベントにおける苦悩
○臨床的に顕著な精神的苦痛状態，自殺念慮率の高さ

３．スポーツ指導場面における留意事項と必要とされる対応

国際レベルのスポーツにおいては，Dutee Chandさんや Caster Semenyaさんが競技への参加資格をめぐって国際スポーツ仲裁裁判所（CAS）に提訴した事例が注目されている．彼女たちを支援する動きもある一方で，選手同士であっても，非常に「偏狭な心」で女性の身体を定義し，彼女たちを批判する声があることも事実である．そうした偏狭な身体に対する理解によって，「精巣もあるなんて女性とは認められない」「男性ホルモンが出ている．子宮もない．女性ではないのだから，女性競技に出るべきではない」などの言葉があふれている．

また，ジェンダーの観点から性別二元論を批判する際に「こういう男でも女でもないインターセックスの人もいるから，男と女に境界はない」「スポーツや社会は男と女を分けるべきではない」ということの論点として，DSDsの選手を置くことにも問題がある．学術的議論であっても，こうした捉えは「一方通行の心」だといえる．さらには，競技カテゴリーとして，第３の性別カテゴリーを設定すれば良いという主張がなされる場合もあるが，それらはすべて，DSDsのアスリートを，固定観念から「女性以外の何か」であると当たり前に見なしていることになる．

アスリートの人間としての存在そのものに関わる私的な領域に土足で踏み込むことは，アスリートとしての権利だけでなく，その人の尊厳とプライバシーの権利を含む，人間としての根本的な権利を侵害するものだとみなす必要がある．

国際レベルのアスリートに対してではなくても，スポーツの指導者が直面する可能性があるのは，思春期前後に判明する女性のDSDsである場合が多いと考えられる．たとえば，女性アスリートの三主徴（Female Athlete Triad）[7]のうち「運動性無月経」は，DSDsの女性における原発性無月経とは，機序や体験が全く異なるため，見極めが重要である．DSDsによる原発性無月経であるアスリートの場合，「生理なんてない方がいい」という指導者や周囲の女性アスリートの反応によ

り，傷つく場合もある．

学校教育の現場において避けるべきこと，工夫できること，相談があった場合の注意点は，スポーツの指導現場においても応用できる可能性がある．以下に，それらをスポーツ指導の現場に引き寄せて示す．

(1) 性の多様性に関する説明を行う際に生物学的な身体についてグラデーションモデルを用いることの危険性

LGBTに対する理解を促進する目的で，性的指向・性自認・性表現等の多様性を表現するため，グラデーションモデルが使われることが多い．

しかし，性器の形状やサイズ，子宮の有無，性腺の種類，染色体の違いなどに悩み，女性・男性としての尊厳を損なわれているDSDsを持つ児童生徒には，グラデーションモデルは「 100%の女性または男性ではない」という含意を与える可能性がある．

そのため，生物学的な身体に関しては「女性にも男性にも様々な体の状態がある」というモデルを用いることが望ましいと考えられる．こうしたモデルを用いることによって，DSDsを持つ児童生徒だけでなく，自分の容姿に悩みを持つ児童生徒にとっても望ましい対応が可能になる．

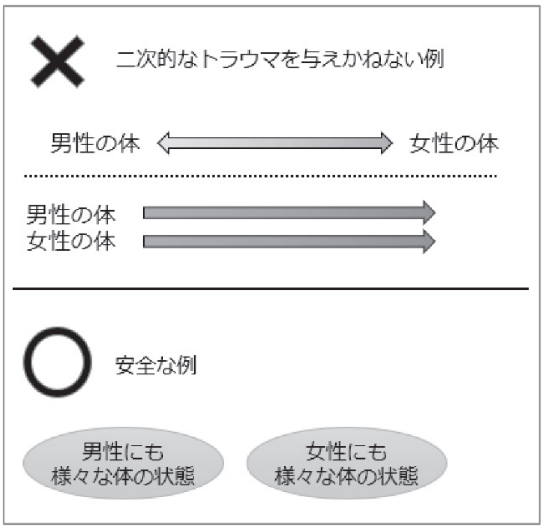

(2) 外性器の形状やサイズ，二次性徴について

女性・男性の一般的な生殖器官の構造を踏まえた何らかの指導が必要な場合には，生物や保健体育で学習する構造は，あくまでも平均的なものに過ぎないことを十分に理解しておく必要がある．スポーツ指導者は，性器だけでなく，身体のすべての部位について「顔ってみんな違うよね．同じ顔の人っている？みんなが同じ顔だったら見分けもつかないし，ちょっと怖いよね.」といった説明ができることが望ましいのではないか．

(3) X・Y染色体の理解について

近年の医学では，男女の体の性の発達は，X・Y染色体の構成数ではなく，X・Y以外の染色体を含む100以上の遺伝子が関連していることが明らかになっている．アスリートが学校教育場面で十分な知識を得ることができていない場合を想定し，性染色体という表現を避け，上述のような多くの遺伝子の関与について説明する必要がある．またテストステロンやエストロゲン等の性ホルモンに関しても「男性ホルモン・女性ホルモン」ではなく「女性に多いエストロゲン，男性に多いテストステロン」といった表現を用いることが良いと考えられる．

(4) 相談への対応上の留意点

DSDsを持つ人々の場合は，LGBT等性的マイノリティの人々のように，「自分の愛の形やアイデンティティを知ってもらいたい」という流れとは全く趣が異なることに注意しなければならない．DSDsはその人の生殖器というまた別の意味での極めて私的でセンシティブな領域の話だからだ．

問題があるのは，女性選手が何らかの理由で「DSDsを持っているのではないか？」と疑いを持たれることである．一般的に，女性選手が卓越した記録を出したり，その容姿や体つきが「女性らしくない」といった短絡的な理由でDSDsが疑われる場合があるが，現実には容姿・体つきは，何らかのDSDsがあるという指標にはならない．いわゆる「犯人探し」のような目線は，DSDsを持つ女性選手だけでなく，女性選手全体に対する人

権侵害に他ならない.

DSDsを持つ本人・家族からの相談は，いまだ誤解・偏見も多く，社会でセンセーショナルな扱いを受ける恐怖のため，極めて少ないと考えられる．もし相談があった場合は，プライバシーを厳格に守りながら，検査などを強要しないことが重要だ．本人が望まない流れでの検査の強要や診断告知は，その後の精神的予後を悪化させる．もし本人が検査などを希望する場合は，専門的な医療の紹介を行うことが必要である.

現在は，大阪母子医療センター[8)]，あいち小児保健医療総合センター[9)]，東京都立小児総合医療センター[10)]ではDSDsチーム医療体制の整備がなされている.

なお，一般的な先入観とは異なり，いわゆる性別違和がある人(トランスジェンダーや自分を「男でも女でもない」などと自認する人）でDSDsが判明するということは実はほとんどない．性別違和のある人は，DSDs医療機関ではなくジェンダークリニックへの紹介になる.

引用・参考文献

1）https：//www.nexdsd.com/handbook

2）https：//docs.wixstatic.com/ugd/0c8e2d_36b9cbb9aa864fca821ad8bf5ab35b25.pdf

3）https：//www.nexdsd.com/blog/categories/%E3%83%99%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E6%A9%9F%E9%96%A2%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8

4）Androgen Insensitivity Syndromeの略称. アンドロゲン不応症．遺伝子由来のホルモンの作用異常が原因で発症する.

5） Congenital adrenal hyperplasiaの略称．先天性副腎過形成症．副腎酵素欠損症のうち，副腎皮質ホルモンの一種であるコルチゾールができないために，副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)が過剰に分泌される.

6）染色体がＸひとつの女性にみられる身体症状.

7）独立行政法人日本スポーツ振興センター・国立スポーツ科学センター（JISS）(2014)成長期女性アスリート　指導者のためのハンドブック，pp.18-21．https：//www.jpnsport.go.jp/jiss/Portals/0/column/woman/seichoki_handobook_5.pdf

8）大阪母子医療センター（https：//www.wch.opho.jp/）

9）あいち小児保健医療総合センター（https：//www.achmc.pref.aichi.jp/）

10）東京都立小児総合医療センター（http：//www.byouin.metro.tokyo.jp/shouni/）

第３項　トランスジェンダーの人々とその家族が抱える困難，求められる対応
中塚幹也氏（GID学会理事長）への聞き取り調査結果を中心に

來田　享子[1)]　　建石真公子[2)]

１．トランスジェンダーの人々とその家族が抱える困難

(1) トランスジェンダー／性同一性障害に関する基礎知識

トランスジェンダーの人々は，「心の性（性自認）」と遺伝子・染色体・身体の状態などの「身体の性」が一致しない状態にある，という点が異なっている．トランスジェンダーの人々は，自分の身体が自分のものではないような感覚を持っている．この感覚を持つ人は，自分が間違った身体で生まれてきたように感じるだけでなく，自分の身体の性を嫌悪し，性自認と一致する身体であること，性自認と一致した存在として社会の中で生きることを強く求める心理状態で居続けることになる．この感覚は「性別違和感」とされている．

このうち，医学的対応を希望し，医療施設を受信した場合に使用する診断名は「性同一性障害」である．

性のあり方は多様[1)]で，トランスジェンダーの人々とは異なる困難を抱える人々もいる．同性愛（LGB）は，性自認と身体の性が一致していて，自分の身体の性と同じ性別の人を好きになる場合である．Ｘジェンダーは，身体の性とは関わりなく，性自認が男性／女性に定まらなかったり，変動する場合を総称する．シスジェンダーは，女性か男性かに区別した場合のいずれかについて，性自認と身体の性が一致している人々，ヘテロセクシュアルは自分の性自認とは異なる性の人を好きになる場合の総称である．

「フェイスブック社が英語版のプロフィールの性別（ジェンダー）欄には男性と女性の二つしかなかったため，選択肢を多様化しようと考えて募集したところ，56種類の性のあり方を示す用語が集まり，それらを選択できるように設定を変更した」とされるが，LGBTIQA…などのように文字を加えていっても「どれも『しっくりこない』と思う人々が残ってしまう．」[2)]

(2) 課題：親・先生・指導者に話すことの難しさ

文部科学省から「性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（平成27年４月30日）が通知された．教員への研修も行われるようになり意識も変わってきている．通知により，学校内での体育や運動部･サークル活動においては，性自認に沿って対応する例も見られている．しかし，配慮できるかどうかは，親や先生に自分の状況を話せることが前提になる．自分自身の性別違和感を言えない子どもは多くいるので，対応できないことが多い．また，周囲の児童，生徒にまではカミングアウトしないことも多く，「なんか分からないけど，体育の授業の水泳を休んでいる」となってしまう．言えるかどうか（カミングアウト），が一番大きな壁である．

実際には，文科省の通知を念頭に，個別に対応をしていくことになる．

(3) 課題：医療的な問題

小学生くらいであれば，男子も女子も一緒に交じって学校でのさまざまな活動を行うことも多く問題も少ないと思うが，二次性徴が起こる時期になると男女の身体の差が著しくなり課題が発生する．二次性徴抑制療法を実施した場合には，身体が男性であっても，筋量の増加が抑制されるなどするため，女子としての活動が可能な場合もあり得る．しかし，そうした医療を受けない場合に

1）中京大学
2）法政大学

は，性自認が女性であっても，身体には筋肉がついてきたりするため，男性ホルモンによる変化がスポーツ能力に影響を及ぼす可能性はある．

それぞれの子どもにあわせてどのような医療的な処置をとることができるかも，結局はカミングアウトできるかどうかに大きく拠ることになる．また，二次性徴によってひげや乳房なども変化するため，スポーツだけでなく，その後の生涯にとって，その人が「どのように見えるか」ということと関わる問題になる．

(4) 課題：学校やクラブの関係者がチームとして対応できる体制の整備

先生や指導者などの中に，理解があり，窓口になって，子どもがカミングアウトしやすくなる「人の存在」があるかどうかは重要である．ただ，カミングアウトされた人がひとりで対応するということでは不十分である．過去によく見られたのは，養護教諭だけが一生懸命がんばるというケースであった．そうではなくて，学校であれば，様々なことの決定権を持つ校長がリーダーシップをとれる体制が必要である．そうした体制をとって，子どもの学内外での活動を支援したり，ジェンダークリニックのような専門機関に相談したりすることが望ましい．

教師等の研修参加を促進する，積極的な自治体は増えてきているが「医療施設と連携する」という点は，進んでいない．対応できる医療施設が周囲に存在しないことも一因だ．

文科省で全国の教員向けの通知や資料を作成するための委員会に参加させて頂いたが，文科省の通知に沿った「教職員向け」Q＆A形式の文書では，具体的に分かりやすくするための例をいろいろ書くことになった．しかし，あのとおりにしないといけないと考えている学校関係者等がかなりいて，弊害も出ている．本人が望んでいないにもかかわらず，先生に勧められてしないといけなくなった，というケースがある．身近な例では，研修の宿泊で個室を用意したケースがある．本人も友だちも枕投げを一緒にしたかったのに，個室に入れられてしまった，というような対応例もある．その子，その子で良い対応になったり，それが逆効果になることがあります，そのように明確に記載をすべきだったと考えている．

(5) 課題：保健体育教師の知識の欠如

学校でいえば，養護教諭は知識を比較的持っている場合が多いが，保健体育の教師の理解が不十分な例と時に遭遇する．保健体育の教師自身が「男は男らしく」といった規範的な環境で生きていた場合には「何を女の子みたいにしているんだ」などと言って，子どもを傷つけるケースもある．

実際に対応している学校現場での経験では「頭ではわかるけど，自分ではそういうふうに思えません」と言われる学校の先生もおり，保健体育の先生も含まれる．文科省の通知があって，教育長や教育委員会が主導して研修会が開催されており，保健体育の先生も参加するが，スポーツが男女に区別して実施されることの影響が大きいためか，「男は男らしく」というジェンダー規範意識が強く，事実として子どもの悩みを受け止めることが難しいようである．

(6) 発達・学校教育段階別の課題

窓口となる教師・指導者がいること，対応するチーム体制に校長等の責任者がいること，保護者と相談しながら専門機関と連携すること，という方法は，小・中・高校段階にかかわらず，同じである．高校段階では，保護者にはまったく話さず本人が医療機関に相談に来るケースはあるが，原則として保護者と連携することは，高校段階までは必要だと考えられる．大学生の場合には，自分一人でできる面も増えてくるし，当事者の学生グループもある．また，保健管理センターのような組織に知識を持った専門家がいる場合には，医療機関との連携も図りやすい．

大きな大学では，学生支援センターや保健管理センター等に知識を持った職員がいる場合が増えているが，こうした対応ができる組織体制は必要だと考えられる．

現在は，自治体などを通じて，企業での研修機会を増やし，人事関係担当者をはじめとする対象に向けた情報提供を進めようとしているし，企業側のニーズもある．学校を卒業後の職場で対応で

きる体制を促進することは課題だと考えられる．

(7) 学校体育に特化した課題

学校では，男子はサッカーで女子はマラソンなど，男子と女子で実施する種目を分けて体育やクラブ活動を実施する場合がみられる．トランスジェンダーの児童・生徒への配慮として望ましいのは，できる範囲で当事者の希望を実現させてあげることである．性別で種目を選ぶ制度そのものを見直して，マラソンをやりたい人はマラソンをやる，というように，やろうと思えばできることもある．

(8) スポーツ指導場面関わる困難の実際

現在の法律では条件が整えば20歳（これは18歳になるかもしれないが）で戸籍の性別を変えることができる．高校までのスポーツでは戸籍の性別は変えられないため，結局のところ，自分の身体の性のカテゴリーで競技をすることになる．しかし，ごくわずかな例かもしれないが，FtMの高校生が男子として高校に入学し，男子とともに競技をして県大会でも勝っているケースがある．大会の主催者も知らないのではないかと考えられる．20歳未満なので，戸籍は女子のままである．こうした例を見ると，早い段階で本人が性別違和感を持っていることが分かった場合には，早めに対応することによって，競技生活をスムーズに送れるケースもあり得る．

ただし，本人の生き方，心の性を優先するのか，それとも女子の一流選手であることを優先するのかという状況もある．つらいけれども，女子選手としてやって，引退した後に，医療的な処置を受けたいという一流選手はいるし，中にはつらさを我慢しきれなくなって，引退を早めて医療機関に来る人もいる．

性別違和感を抱えたまま身体の性で競技を続けることによって，非常に高い苦痛をあたえる競技として考えられるのは，身体接触があるものとフィギュアスケートなどの審美的なもの，チアリーディングなども本人にとっての抵抗感は強いと考えられる．

ドーピングチェックがないレベルの競技大会に出場する選手の中には，密かにホルモン療法を受ける場合があるが，身体の変化が起こるため，これは結果としてアウティング（本人が公表していない性的指向や性同一性に関わる秘密を第三者に暴露すること）につながる可能性がある．しかしFtM当事者の場合には，生理がこないほうが良いということで，外見が変化しない範囲で少量だけホルモン療法を受けたいという人もいる．

２．スポーツ指導場面における留意事項と必要とされる対応

上記(1)～(8)に示した課題に関連する配慮や課題解決に向けた対応は，スポーツ指導者個人のレベルで必要である．さらに組織的な対応としてスポーツ界に求められる事柄を４点にまとめる．

①スポーツ指導者（保健体育教員を含む）の知識を増やし受入れ態度の形成

課題(5)にも示したとおり，スポーツ関係者のジェンダー規範意識の強さによって，カミングアウトのしづらさや，カミングアウト後の対応による本人の傷つきが発生している事例がある．これを解消するためには，指導者の知識を増やし，トランスジェンダーとしての困難さを抱える人の悩みを受け入れることができる態度を形成する必要がある．

GID学会による認定医や認定施設，メンタルヘルス専門職が所属する施設の一覧は，GID学会のホームページにも掲載されているので，相談や支援を行うことが可能である．

②競技成績を重視した指導者による強制の排除

競技的な運動部活動やクラブでは，公平性のことなどが問題とされてしまう．一方で，身体の性にあわせて女子として競技をしていた人が，男子として競技することになると，相対的にみて競技結果が下がる場合があり得る．指導者にとっては，これが非常にネガティブな要素になることから，本人の思いどおりにさせないケースがあるかもしれない．本人がどちらの性別カテゴリーで競技をするか，メリットとデメリットを知る機会がないため，そういう何かの機会があることが望ましい．

③国内の学校競技レベルの参加条件を示した基準を競技団体が作成する

特に日本では，競技ごとに，IOCが出しているような条件，こういう条件であれば望む性で参加が可能，というような規定が存在していないのは，大きな課題である．医療の立場だけの判断では不十分かもしれないが，弓道だったら腕力の違いをどう考えるか，レスリングならばどうなのか，射撃なら別に大きな条件はないのではないかなど，競技ごとに条件が変わる可能性が十分にあると考えている．世界レベルの競技であれば，国内の学校競技レベルとは異なる基準が必要になる可能性はある．しかし，現状では，インターハイぐらいのレベルでどのようにすればトランスジェンダーの選手が参加できるかに関する議論もまったく行われていない．「そういう基準はつくりたくない，トランスジェンダーの人には入って欲しくない」ということではないと言うのであれば，「国内ではこういう基準で，本人の心の性に合ったかたちでの競技への参加が可能です」という基準が，公平性や危険性も含めた総合的な観点から，競技ごとに示されるべきである．実際に目の前にいる参加希望者をどうするのか，ということを専門家と協力しながら検討することが求められている．

④相談窓口の設置と認定資格等の検討

スポーツ組織が競技レベルの高さに関わりなく相談窓口を設けることが望ましい．性的マイノリティのスポーツに特化した相談窓口ということでは対象が狭すぎて設置は難しい場合もあるため，性的マイノリティのための既存の相談窓口と連携し，そこの相談員に対してスポーツに関連する知識を提供するなど，スポーツ界から働きかけることは可能である．こうした働きかけを競技団体および都道府県等自治体単位の体育協会・スポーツ協会が行えることが望ましい．GID学会も，スポーツのことで相談があった場合に医療関係者が対応できるよう研修などを進めたい．

スポーツ指導者，トレーナー，スポーツドクター等，スポーツ側の専門家がGID学会の研修を受け，修了証を受けるなどの認定資格を設けることについても検討の余地がある．

＜参考資料＞

学校教育・スポーツ指導場面で参考になる情報を含んだ図書・論文

- 中塚幹也（2007）封じ込められた子ども，その心を聴く　性同一性障害の生徒に向き合う，ふくろう出版
- 中塚幹也監修（2019）個「性」ってなんだろうLGBTの本，あかね書房
- 中塚幹也（2013）思春期診療グレードアップ【思春期の性】思春期の性同一性障害，臨床婦人科産科，67(7)：712-716
- 中塚幹也（2013）性同一性障害へのホルモン療法と子どもへの対応（第59回日本小児保健協会学術集会シンポジウム３　性同一性障害診療の実際と子どもに関する課題）小児保健研究72(2)227-230
- 中塚幹也（2014）＜性同一性障害の概念と治療第１回＞性同一性障害の基礎知識と社会的課題，都薬雑誌36(2)4-7
- 中塚幹也（2014）＜性同一性障害の概念と治療第２回＞性同一性障害治療の実際，都薬雑誌36(3)39-43
- 中塚幹也（2014）＜性同一性障害の概念と治療第３回＞性同一性障害の子どもと二次性徴抑制治療，都薬雑誌36(4)4-8
- 久保光太郎・末石佳代・長谷川徹・富岡美佳・新井富士美・中塚幹也（2014）性同一性障害の生徒がスポーツ競技大会へ参加することへの意識，GID（性同一性障害）学会雑誌７：7-17
- 林田桃子・肥後沙也子・宮崎寛子・薬師地仁美・横田泉・吉海歩美・吉村沙耶香・嶋田雅子・花口裕美・中塚幹也（2015）教員における制服，髪型への意識－性同一性障害の子どもへの支援に向けて－，GID（性同一性障害）学会雑誌８：51-60
- 藤田志保・松本麻衣・久保光太郎・長谷川徹・新井富士美・富岡美佳・中塚幹也（2015）小学生の頃の性同一性障害当事者のカミングアウト，GID（性同一性障害）学会雑誌８：33-39
- 中塚幹也(2016)性別違和感を持つ思春期当事者への支援，精神科29(2)88-93

• 少年写真新聞社（2016）保健ニュース・心の健康ニュース縮刷活用版　体と心　保健総合大百科＜中・高校編＞2016年
• 中塚幹也（2017）性同一性障害の子どもへの支援　学校と医療との連携，日本小児科医会会報54：97-100

参考文献

1）中塚幹也(2007)封じ込められた子ども，その心を聴く　性同一性障害の生徒に向き合う，ふくろう出版，pp.3-6.
2）同上，p.13.

第４項　大学の専門部署におけるLGBT支援経験にもとづくLGBT当事者の困難と求められる対応
大賀一樹氏（早稲田大学GSセンター）への聞き取り調査結果を中心に

來田　享子[1)]　　建石真公子[2)]

１．国内初の専門支援組織「早稲田大学GSセンター」について

(1) 設立の契機と主旨

早稲田大学では2015年３月Waseda Vision 150 Student Competitionにおいて，学生が企画した『日本初！ LGBT学生センターを早稲田に！』が総長賞を受賞した．これが契機となって，学内の様々な部署やLGBTサークル等が連携し，シンポジウムや講演会などの学術的な議論が深まり，センターを設置するための学内機運が高まった．

GS（Gender and Sexuality）センター[1)]は，学生部の中のスチューデントダイバーシティセンター内に，ICC（異文化交流センター），障がい学生支援室とともに設置されている．スチューデントダイバーシティセンターは，もともと男女共同参画推進室という名称であった組織が2016年にダイバーシティ推進室に名称変更したものである．翌2017年４月に，性的マイノリティの支援を明確に打ち出す組織としてGSセンターが開設された．

スチューデントダイバーシティセンター内の３つの組織は，以下の２つの共通理念を持って活動を行っている．

- 大学生活全般において不利益を被りうる多様なマイノリティ学生が安心して学業に専念できる学生生活環境の確保
- 大学に集う全構成員が多様な価値観や生き方を受容するキャンパスづくりの推進

この背景には，「国籍，性別（男女だけではない性の多様性），障がいの有無等に関わらず，大学内に多様な個性が共存し，それぞれの目線で学習，教育・研究・就労に関わることにより，大学の更なる進化につながる新たな発想が生まれるようなアカデミック・コミュニティの形成」をめざす早稲田大学の理念がある．

GSセンターの最大の特徴は，学生のプレゼンテーションが総長の目にとまって実現したという，ボトムアップなセンターであることだ．現在は，大学内におけるジェンダー及びセクシュアリティの多様性と流動性を尊重することをめざし，当事者の支援や啓発活動に取り組んでいる．主な業務は，以下の３つである．

①安心・安全に相談ができるクローズドな相談支援センターとしての機能
②知識にアクセスできるオープンなリソースセンターとしての機能
③イベント等を実施するセミオープンなコミュニティスペースとしての機能

(2) 活動体制と利用状況

開設から２年を経過した現在（※2019年２月），専門職員は非常勤職員３名である．常勤の専任職員は，学生生活課という学生支援全体をサポートする部署との兼任で，通常はGSセンターの学生対応について直接担当していない．

また，学生スタッフをアルバイトとして６名雇用しており，週に５日間，10時から17時までオープンさせている．人的には十分ではないが，専門職員による相談支援，DVD・書籍・パンフレット・関連団体のチラシなどのリソースを収集して知識を提供する場となることが日常業務である．さらに，ジェンダーやセクシュアリティに関係なく，オープンに，安全に，自分の話したいことを話すことができるコミュニティスペースを設けている．

１年目の来室者は約980名で，２年目は約1,340

1）中京大学
2）法政大学

名[2]であった．相談件数は１年目が158件，２年目が241件で，来室者・相談件数は1.5倍前後増えている．これらの人数や件数からは見えずらいが，１日に７名以上が利用していることから，かなりニーズが高いセンターになっているといえる．以前は可視化されていなかったニーズが，確実に可視化されるようになった．スタッフの人数は変わらないため，大変にはなっているが，相談支援を受ける中で，深刻なケースがたくさんあることもわかってきた．そのため，次年度以降は学内での関係組織，たとえばキャリアセンターや保健センターでの研修・啓発活動を行いながら，連携を図りたいと考えている．

２．LGBTの人々が抱える困難

LGBTの人々にとっては，男女は違う，という認識からくる男性らしさ／女性らしさの規範が浸透したマジョリティーの文化に支配されていることによって，非常に居心地の悪い状態がある．これは特に日本の場合に強い傾向がある．

男性と女性を非常に綿密に分けていく男女二元論という考え方が中心で，さらに人は必ず異性を好きになるはずだ，という前提にもとづいた異性愛規範という文化の中で，LGBTの人々は生きていかなければならず，そこから逃れることができないという困難がある．

異性愛ではない人，トランスジェンダーの人のほとんどが，LGBTに関する教育を受けないまま大人になっていくため，自分がマジョリティーの文化を持っていないこと，マジョリティーではないと認識すること自体が，自分自身を尊重できない，ネガティブなこととして捉えてしまうことになる．人と違うこと，普通ではないことが，異常なこと，おかしいこととして受け止められてしまう現状がある．

こうした状況で生きることは，メンタルヘルスの低下を招き，また同性愛者の場合は笑いのネタとして茶化される中で「存在しない者」として扱われ，傷ついていくことが多い．

GSセンターでの相談支援によって，キャンパス内で学生たちが抱えている困難をキャッチし，それをもとに「セクシュアルマイノリティ学生への配慮・対応ガイド（教職員向）」（2018年４月第１版）を作成した．実際に学生たちが抱える困難から具体的な配慮・対応例を作成したので，参考になると思う．（資料１）

３．体育やスポーツの指導場面においてLGBTの人々が抱える困難

(1) 男女に区別して活動を実施することから抱える困難

体育・スポーツの場面は，必ずといっていいほど男女分けされる．これは，小学校低学年を含む学校教育全般に見られる傾向だ．男女分けは，異性同士の間でのトラブルをなくすことには効果的かもしれない．しかし，性的指向が同性に向く人にとっては，身体接触に関し，非常に恥ずかしい思いをしていたり，自分が同性愛であることを悟られないようにしなければならないという強迫観念に囚われることになる．思春期では，着替えるところを見られたくない，という思いも発生する．これらは，LGBの場合に抱える困難の例である．

一方，トランスジェンダーの場合，自分の身体に対する違和感がある場合にはより深刻で，自分の身体を明かすことができないとか，分けられた先が自分の性自認と異なる性別，望まない性別になってしまうことになる．つまり，自分の居場所ではないと思う場所に居なければならない，というつらさを抱えることになる．

LGBの場合も，トランスジェンダーの場合も，このような困難を抱えた状態では，自分の置かれた状況に対応するのに精一杯で，実際の活動には集中できなくなってしまう．

(2) トランスジェンダーの競技キャリア継続に関する困難

FtMの人の場合，スポーツに関するある一定のキャリアがあるにもかかわらず，性別を変更して男性カテゴリーで競技をすることになると，これまでのキャリアを失ってしまい，競技成績も下がる可能性がある．そうしたときにどちらを優先するかについては，その人が感じている身体に対する違和感よりも，スポーツのキャリアを優先しようという選択をするケースは，よく見る．問題

資料 1

2 配慮・対応について

以下のような配慮・対応が必要と考えられます。各事例はGSセンターに寄せられた相談の内容を参考にしています。

❶ セクシュアルマイノリティがいることを前提として接する。異性愛や性別二元論を前提として話すなど、当事者の存在を否定するような言動は行わない。

事例 アンケートの性別回答欄が「男・女」の二者択一となっていた。

→ 対応例 性別情報が必要である場合、たとえば、自由記述の形式に変更して「男・女」以外の回答ができるようにする。または、任意回答とする。

事例 「まさか、ここにはいないと思いますが」と、当事者がいないことを前提として話し出した。

→ 対応例 セクシュアルマイノリティがいることを前提とすることはもちろん、仮に当事者がいないとしても、その存在を否定するような発言は控える。

❷ 見た目や氏名でジェンダー・セクシュアリティを決めつけない。

事例 見た目や振る舞いが中性的であることから、周囲から「オネェ」として女性的な振る舞いを期待されるようになり不快だった。

→ 対応例 セクシュアルマイノリティにステレオタイプを押し付けない。多様な個人のあり方を尊重する。

事例 ゼミ合宿で希望も聞かれないまま、男女で部屋割りがされた。

→ 対応例 事前に本人の希望を聞く、または本人が希望を伝えることができる機会を設ける。

❸ 学生に呼びかける場合、共通の敬称を用いる。または本人の希望に沿った敬称を用いる。

事例 見た目や名前の印象で「さん」「くん」付けをされ、知らない学生にまで自分の望むジェンダーとは違う性別で認識をされて嫌な思いをした。

→ 対応例 「さん」「くん」という呼び分けは行わず、共通の敬称を用いる。語学の敬称（たとえばMr./Ms.、he/she）などで呼び分けを必要とする場合は、本人の希望する敬称を聞く、または本人が希望を伝えることができる機会を設ける。

❹ 「オカマ」「ホモ」「レズ」「オトコオンナ」「アッチ・ソッチ系」など差別的なニュアンスを持つ言葉やジェスチャーは使わない。また学生にも使わないよう指導する

事例 「おまえコレか？」と言いながら、右手の甲を左頬につけるジェスチャーをされた。

→ 対応例 差別的なニュアンスを持つ言葉やジェスチャーを理解し、特段の事情がないかぎりこれらを使わない。

事例 ゼミのメンバーが「ホモ」「レズ」といった言葉を使っていたが、同席していた教員が注意をしなかった。

→ 対応例 学生に対しては、「ホモ」「レズ」といった表現が侮辱となり得ることを指摘し、使用しないよう指導する。見過ごさない。

!

- 万一、誤って不適切な言動をしてしまった場合は、「すぐに」「その場で」謝罪・訂正する必要があります。
- ジェンダーやセクシュアリティに関する配慮のない言動に傷ついたり苦痛を感じたりするのは、セクシュアルマイノリティ当事者に限りません。
- セクシュアルマイノリティに配慮することは、どんなジェンダーやセクシュアリティを持つ人にとっても過ごしやすい環境につながります。

は，そうした選択をできるようになる以前の段階では，身体の違和感を抱えながらスポーツをする，ということになり，これは相当苦しい可能性があるのではないか．

(3) スポーツにLGBTを受け入れない土壌があることによる困難

そもそもスポーツや身体活動では，自分自身の感覚やアイデンティティが「人と違っている」ということ自体が許容されづらい雰囲気がある．そのために，スポーツに関わらないでいようとするLGBTの人はいるかもしれない．

また，スポーツを通じて育成される人間関係は，ホモソーシャルな連帯感[3)]であるため，LGBTの人々が存在しているという事実を前提としない雰囲気がある．クラブの中では，たとえば「女子力」という名の下に，チームの力や結束を高め合おうというような文化もみられる．FtMの人が身体の違和感を我慢してスポーツをしている場合に，心の性別は男なのに，女子力を求められる，ということになってしまう．これらの人間関係の中では，本当の意味での信頼関係は生まれにくいため，結局，そこからバーンアウトすることになる．自分のことを打ち明けられる人がいないために，スポーツが得意であっても，スポーツをやりたいと思っていても，信頼してそこに身を置くことができず，人間関係の悩みのために辞めてしまう人は多い．

(4)「男らしさ」が称賛されるスポーツの世界で起きる困難

どちらかというとFtMの学生のほうがスポーツ場面では比較的，自己実現がしやすいのではないかといわれる．確かに，ライフイベントのうち，学校の義務教育レベルではボーイッシュであることは強さに結びつくので歓迎される．しかし，実際にハイパフォーマンスなスポーツになっていけば，おまえはどうせ女でしょ，ということになり，ボーイッシュでは認められてもメンズにはなれない，という大きな壁にぶつかることになる．学校教育で万能感があっても，社会に出た途端に失望するという例がFtMには多い．社会人になってからのライフプランで深刻な問題を抱えることになる．

一方，MtFの人の場合，身体的なパフォーマンスは男性であるにもかかわらず，性自認は女性である人がスポーツをする，ということ自体，特に日本の文化の中では理解してくれる人が少ないかもしれない．女性になりたい，ということまでは理解されても，たとえば女性になりたいのならスポーツをする必要はないだろう，というような話をされたり，女性として競技しようとするとトランスジェンダーなのだからパフォーマンスが高くてずるい，と非難される．スポーツを実施するということの中で，過酷な偏見にさらされることになる．

(5) 体育・スポーツの服装によって生じる困難

日本の学校教育では体操着が決まっていて，しかもそれがユニセックスのようなものではなく，２種類しかなく，そこに性別が付随してしまっている．トランスジェンダーであっても，実際には自分の好きな色や格好はさまざまなのだが，性別に２つしか選択肢がないと，より性自認に近いほうしか着られない，ということになり，そうした経験によって，身体的な違和感が強くなっていくというケースがある．

フランスではどの学校教育段階でも体操着は決まっていないため，こうした問題は生じない．体育の男女共修／共習といっても，教育現場の実際としては区別されていることも多く，結局，身体の性，戸籍の性で学習内容を押しつけられることになる．体育で何を学ぶのか，ということを考えると，性的マイノリティのためというだけでなく，すべての子どもにとって柔軟であってほしい面がある．男女混合チームが体育ではあり得なくなってしまっていて，なぜこの可能性を追求しないのか，体育やスポーツの門外漢には理解しづらい．

(6) 大学体育会・サークル活動に関して生じる困難

体育会やサークルに関しては，トランスジェンダーの学生からの相談件数が多くみられる．たとえば，FtMの学生が体育会の野球部に入ろうとした場合，女性だからということで入部できなかった．入部要件には男子のみとは書かれていなかったが，入ろうとしたら断られた．

このたとえの中では，第一に，女子の野球部が存在しないという点で，男女の不平等がある．ただし，FtMの学生が男子の野球部に入部を希望した場合に，女子の野球部に入れ，というのは，やはりおかしい．

上述したとおり，女子の体育会では「女子力」でチームの結束を高めるとして，公式な服装はスカートのスーツだとしているケースがある．仮に，野球部に入れなかったFtMの学生が，こうした女子の体育会に入ると，こんどは性自認に適合しない服装を強制されることになる．

伝統的な体育会という制度においては，セクシュアリティやジェンダーに配慮したあり方が確立されていない場合が多々見受けられる．こうした古い体制の組織を変えて行く場合に，被害を受けている人ががんばらないといけない環境があるのが現状だ．

４．スポーツ指導場面・スポーツ組織に求められる対応

前項で示したような，体育・スポーツの場面で生じている困難への対応は，指導者や関係組織において行う必要があると考えられる．教職員向けの配慮・対応ガイドもぜひ参考にしていただきたい．それら以外に，今後に向けて必要だと考えられる対応を以下５点にまとめる．

①LGBTのニーズをボトムアップで拾い上げることができる組織の整備

スポーツ組織でいえば，選手と意思決定機関（役員）や指導者とがお互いを理解しあうための橋渡しをする機関を設けることが円滑な対応につながる．

②人権侵害を受けている当事者が自分の力で戦わなければならない状態を変える

ハラスメント相談の部署を備えた組織が存在する場合でも，留意すべき点がある．ハラスメントの相談部署は，中立性・客観性を求める必要があるため，LGBTに関しては１名の指導者だけが抱え込むのではなく，専門的な知識を持った複数分野のチーム体制で弁護ができることが望ましい．LGBTの場合は，信頼できる人間関係を築きづらく，孤立感を持っているケースが多いので，一般のハラスメント対応では不十分な場合があることに留意する必要がある．

③アライ（Ally）[4] を増やす

組織の中にLGBTに関する正しい知識を持ち，理解･支援する人を増やすことにより，ボトムアップした結果をボトムダウンして共有することが可能になる．そのために，専門家による研修などを積極的に実施することが重要である．

④だれでもトイレの設置

スポーツは更衣が必要な活動であることを踏まえ，競技施設に「だれでもトイレ」や個室のシャワールームを設置する．たとえば早稲田大学では，ユニバーサルデザインマップ[5] を作成し，だれでもトイレ・授乳室・託児室・身体の不自由な方や車いすが使いやすい入口，礼拝のできるスペース・各種の相談センターの場所を明示している．

⑤ジェンダークリニックに行くことの強制や性同一性障害の診断書提出を強要しない

トランスジェンダーの方が医療的な措置を取っているかどうかと，人権侵害とは別の問題である．困難さが深い場合には，ジェンダークリニックに行きたいと考えていない場合もあるし，性同一性障害であるとの診断とは，長ければ１年以上かかる場合があることを理解しておく必要がある．

注・参考資料

１）https：//www.waseda.jp/inst/gscenter/
２）筆者注：早稲田大学の2018年度の学生・大学院生数は，全キャンパスをあわせて約５万人．
３）筆者注：恋愛または性的な意味を持たない，同性間の結びつきや関係性．スポーツのクラブ等におけるチームメイト同士，指導者と選手の間で形成されやすい連帯感とされる．
４）LGBTを理解し支援する人．英語のアライアンス（同盟）から来ている言葉．LGBT当事者もそうでない人もアライであり得る．
５）https：//www.waseda.jp/inst/diversity/support/accessibility-map/

第５項　大学教育におけるスポーツ指導場面から想定されるLGBT当事者の困難と求められる対応

荒井弘和氏（法政大学文学部心理学科教授・保健体育科目担当者）への聞き取り調査結果を中心に

來田　享子[1)]　　建石真公子[2)]

１．スポーツ総合演習（アダプテッドコース）の設置について

(1) 授業の位置づけ

スポーツ総合演習は市ヶ谷リベラルアーツセンター開講科目として設置されている．国内の各大学では教養科目，全学共通科目として開講される保健体育科目のひとつに相当し，必修／選択の別も大学や学部によって異なっている．法政大学の場合，原則として学部・所属クラスごとに履修する学期・曜日・時限が限定され，ほとんどの学部で必修科目となっている．アダプテッドコースは，学部を横断して履修することが可能である．

「アダプテッド」というコース名が意味するとおり，履修する学生が「自らの身心の状況を考慮しつつ，自己に適した運動・スポーツを行うことを重視」している．授業の目的は，他のスポーツ総合演習と同様，「身体活動の意義や役割について理解を深め，生涯を通じて身体的・精神的・社会的な健康の維持増進や自己管理に関する基礎的な知識の習得や態度を講義および実習を通じて育成する」ことである．

(2) 受講者の条件

アダプテッド･コースを受講するための条件は，シラバスに以下のように明示されている．

①スポーツ総合演習の受講に影響のある疾患または障がいのある者
②負傷しており，所属学部・学科に割り当てられたスポーツ総合演習の受講が困難な者
③所属学部・学科に割り当てられたスポーツ総合演習を履修する者の中で，授業期間中に授業参加が困難なほどに負傷した者
④その他，妥当だと判断される理由のある者

また，負傷や障がいがある者であっても，このコースを履修するかどうかについては，本人の希望が尊重されている．履修を検討している学生は，事前に大学の保健体育部事務に連絡をし，担当教員との面談や情報交換を行った上で，受講の可否が決定されることになっている．

(3) 履修状況

年度によって人数の変動はあるが，10名程度で運営している．履修学生の所属学部は５学部前後にまたがるなど，学部を横断して大学での仲間づくりを促進する機会になると考えられる．

(4) 具体的な内容

ガイダンスを除く12回において（法政大学では１コマ100分），以下の表１のような学習を想定し，シラバスに記載している．

ただし，履修学生の身心の状況に応じて，適宜，教材や講義内容の調整を行っている．たとえば，2018年度には，日々の睡眠・食事・身体活動の記録を分析するワーク，ハラスメント･差別（LGBTや人種）とスポーツ，オリンピック･パラリンピックのレガシー，災害時に身心両面に配慮した健康活動や健康支援を理解するための講義，ワークライフバランスを意識できるようになるためのゲーム，ストレスと上手につきあう方法の理解と実践などを内容に組み込んだ．スポーツ活動に関しても，履修者に望まれる運動量を考慮しつつ，取り組みやすい課題を採用している．フライングディ

1）中京大学
2）法政大学

表1　13回の講義の概要

1．体力測定（自らの測定結果の評価および考察を含む，講義および実習）
2．コミュニケーションの基礎知識を学び，コミュニケーション促進のためのアクティビティを実践する（講義および実習）
3．運動と身体的・精神的健康の関連を学ぶ（講義および意見交換等の実習）
4．運動と社会的健康の関連を学ぶ（講義およびグループワーク形式の実習）
5．トレーニング演習（トレーニング理論と実践方法を学ぶ講義とトレーニングルームで実践する実習）
6．卓球を教材とするスポーツ活動（ルールや技術に関する講義と実習）
7．ウォーキングを教材とするスポーツ活動（ウォーキングの理論を学ぶ講義と大学周辺での実践）
8．スポーツと文化の関連を学ぶ（講義）
9．フライングディスクを教材とするスポーツ活動（ルールや技術に関する講義と実践）
10．ストレッチを学ぶ（ストレッチの概要に関する講義と実践）
11．ピラティスを学ぶ（ピラティスの概要に関する講義と実践）
12．ボッチャを教材とするスポーツ活動（ルールや技術に関する講義と実践）
13．バドミントンを教材とするスポーツ活動（ルールや技術に関する講義と実践）

スクを用いたスポーツ活動では，運動量を多くするには，アルティメットのゲームを採用するのが一般的であると考えられる．しかし，この講義では，履修者の身体状況にあわせ，個々のパフォーマンスの向上を実感することができるアキュラシーを採用するなど工夫している．

(5)　他の教員や他部署との連携

学生の履修状況や各回の授業内容は，市ヶ谷リベラルアーツセンターの保管体育分科会の担当教員と共有している．また，履修した学生が所属する学部にも学生の同意を得た上で報告を行い，共有している．

2．指導場面においてLGBTの学生が抱える困難

(1) 更衣室とトイレの問題

トランスジェンダーの学生の場合，学内では，戸籍上，男性である場合には男性用の更衣室やトイレしか利用できないことになっているため，困難を抱えることになる．トランスジェンダーの学生が履修した場合を想定し，学生支援の事務部署とも相談し，特定の教室を利用する，更衣室に仕切りを設けるなども検討しているが，他の学生にカミングアウトができていない場合には，アウティングの危険性もあることから，実施すべきではない場合が多いと考えられる．「だれでもトイレ」はひとつの解決策になり得るが，トイレは更衣室に比べると清潔とはいえない場所であることから，トランスジェンダーの学生だけがそこを使用して着替えなければならないということには問題があると考えている．現実的にも，そこで着替えて出てきたら，車椅子の学生がトイレを利用しようとするのと鉢合わせして，なんとなく居心地が悪くなってしまう，などのシーンも想定できる．現段階では，誰でもトイレを使用せざるを得ないかもしれないが，この状況は改善しなければいけないと考えている．

(2) 男女別クラスでの実施によってLGBTの学生が抱える困難

学部によって，名簿の記載方法は異なるかもしれないが，保健体育科目では，名簿に性別が表示されるようになっている．この表示がないと男女別にクラスを分けられないということがある．スポーツ総合演習を男女混合で履修するか，男女別に履修するかは，学部によって異なっている．混合の場合では，男子学生と女子学生がスポーツ活動中にぶつかり，女子学生が骨折した過去の事例がある．体格やパワー，スピードの面で，男子と女子がぶつかれば，どうしても女子が怪我をするケースが多くなる．もちろん，女子同士がぶつかって一方が骨折をする，ということも十分あるわけだが，社会や保護者からの批判は，男女混合の場合のほうが厳しくなる．そういう経験からすれば，

指導者側としては混合の難しさを感じる．

このテーマに関して，最も困難を抱えるのは，やはりトランスジェンダーの学生だと考えられる．トランスジェンダーの学生にとっても，性別クラスと混合クラスでは，メリット，デメリットの両面があるかもしれない．違和を感じている身体の性のクラスでスポーツ活動をすることは，自分だけが孤立した，居場所のない状況にいることになる．一方で，運動能力の面では，元の性のクラスで履修したほうが，ストレスがない場合もあり得るのかもしれない．

混合クラスであっても男女別にチームを編成するようなケースには，十分な注意が必要だと考えられる．仮に自分の状況について伝えた友人たちがいたとしても，周囲に十分な理解がなければ，トランスジェンダーの学生が「どちらの性だと主張するか」が周囲の関心をひくことになり，トランスジェンダーの学生が大きな負担を感じる可能性がある．

LGBの学生については，具体的な事例に出会っていない，もしくは学生がカミングアウトできていない状況があるのか，LGBの学生たち自身がアダプテッドコースを履修することは意識していないのか，いずれにしても課題が可視化されている状況ではない．個々の履修学生の状況に配慮することを目的に開講されているアダプテッドコースの場合は，同性愛者の尊厳を傷つけるような冷やかし，軽口などが発生しないよう留意すれば，実質的な課題は発生しづらい可能性がある．

(3) 呼称によって生じる困難

性別に「くん」「さん」を使い分けることによって，トランスジェンダーの学生は苦痛を感じることになると考えている．全員を「さん」づけで呼ぶ手法を理解している教員は，以前に比べて増加したように思う．実際に自分もそのようにしているが，スポーツの指導場面では，指導者側に抵抗感が生まれる可能性があるとは考えている．スポーツ指導場面は，教室より学生と教員の物理的距離が近いため，男子だと思われる学生に，「さん」をつけて呼ぶことを難しいと感じることがある．では，呼び捨てが良いのか，というと，そうではないと考えている．特に運動嫌いの学生の嫌悪感を軽減するためには，和やかで温かい雰囲気での運営が欠かせない．そのためには，学生を呼び捨てにするのは，好ましいとはいえないだろう．

3．体育・スポーツ指導場面・スポーツ組織にもとめられる対応

(1) 更衣室とトイレの課題の解決

先述したとおり，「だれでもトイレ」一時避難的な解決策にはなっているが，清潔さ，明かすことのできない自分のことが周辺情報からわかってしまうという不都合さを考えると，より根本的な解決策が必要である．

スポーツ関連の施設では，海外で実施されているように，トイレ，更衣室，シャールムなどを性別に関わらず使用できる個室化していくことなども検討する必要があるかもしれない．スペースや費用の点で，容易ではないかもしれないが，変えていくことができるポイントだと考えられる．

(2)「すべてのスポーツ活動で更衣が必要か」という問いを立てる

LGBTの学生への配慮という観点から，更衣室やトイレの問題について考えるようになったが，最近では，そもそも実技に更衣は必要なのだろうか，ということも考えてみるようにしている．季節にもよるが，よほど激しい運動をして汗をかくことがなければ，いわゆるジャージを着なくてもよい可能性がある．空調設備をうまく利用し，服装の面で気楽に運動やスポーツに取り組めることは，LGBTの学生だけでなく，障がいのある学生，運動が嫌いな学生にとっても，「スポーツ活動は堅苦しいものである」という固定観念を覆すような機会になるかもしれない．

高い競技パフォーマンスをめざすタイプの指導や安全面に各段の配慮が必要でなければ，「着替えないでできることやる」という，指導者側の工夫，柔軟な発想は，大切だと考える．現状では，ベテラン教員ほど，更衣をしないで身体活動をする，ということへの抵抗は強いかもしれない．

LGBTの学生への配慮を検討する中で，指導者である自分の固定観念に気づかされることが多

く，非常に良い機会になっている．

(3) 指導者のジェンダーバランスやダイバーシティを確保する

大学の実技担当者，スポーツ指導者では，男性の比率が高い状況がある．共通科目の実技担当者の人事は，学部におけるニーズとの兼ね合いで決定するため，全学的なレベルでジェンダー・バランスを図るだけでは十分ではない場合があるかもしれない．同様に，スポーツ組織では，既存の体制が踏襲されがちであることから，やはりダイバーシティの確保は難しいとされている．

指導者側のダイバーシティを高めていくことが，LGBTをはじめとする多様な人々のスポーツ場面でのニーズに応えることと結びつくと考えている．

(4) 教職員や指導者者に対する支援の必要性

LGBTの学生や選手との信頼関係を築き，支援やスポーツ指導を行う指導者自身，教育機関における教職員は，当事者との秘密を一人で抱え込むことによるストレス，アウティングしてしまわないかという危惧からくるストレス，当事者からの信頼を失うような不適切なことを言っていないだろうかというストレスを感じることがあるとされる．このような場面に備え，ただ一人で支援や指導をしなくても良いような，チーム体制が組めたり，専門家への相談窓口に関する情報を得やすい体制が必要ではないか．

(5) LGBTの指導経験に関する多様な事例を参考にすることができる仕組みの必要性

トランスジェンダーの学生や選手に対する指導に関しては，MtFの場合とFtMの場合に分けて課題を整理する必要があるのかどうか，迷うことがある．スポーツ場面では，MtFの指導対象者が瞬発力や筋力の面で他の男子と同様のパフォーマンスで生き生きと活動しているのを見ると，やはり性別違和を感じていても，身体の性のクラスで活動したほうが良いのではないかと感じてしまう．

トランスジェンダーだから，全員が心の性に一致した性別のチームやクラスで活動するのだというマニュアル的な対応ではなく，どちらが自分らしくスポーツをすることができるのか，という目線で対応していく必要があるのではないか．もちろん，当事者と相談していくことは大前提となるが，当事者も指導者も手探りで進んでいくことが想定されるため，LGBTの人々に対する多様な指導事例を指導者が共有することができる仕組みが必要であるように思われる．それらを参考に，柔軟な指導環境を模索することができれば，当事者にとっても，指導者にとっても，孤立感を生まないかもしれない．

(6) スポーツ指導者の研修等でオープンに語る場を設定する

現在，スポーツ指導者養成カリキュラムでは，アクティブ・ラーニングが採り入れられつつある．講義を聞くだけではない講習会へと移行している．そのような講習会の中で，LGBTに関するテーマをオープンに話し合えることは重要だと考えている．現段階では，実際には，差別的な発言をしたり，もし自分の指導対象者がLGBTだったらということに対して戸惑うような態度になる指導者がいたとしても，それを可視化することではじめて，本質的な変化を導くことができるのではないか．お題目のように，それは差別です，人権侵害ですといわれただけでは，実際の意識を変化させることはできないように思う．LGBTに関する知識がない人々や，LGBTの人々と接したことのない（接したと認識していない）人々を差別していないかという視点も忘れないようにしたい．

知識や経験を持っていない指導者に頭ごなしに「それは差別だ」といって押さえつけたとしても，心には響かない．向上心のある指導者は，知識に対するニーズも高いので，指導者たちがLGBTの人々への配慮や対応に関し，「何を」学ぶのかということだけでなく，「どのように」学ぶのかについても，今後，工夫していく必要がある．

体育会のOB・OG会や偉大な先輩方が取り仕切っているスポーツ組織の意思決定機関などを変えていくのは困難だとは考えられるが，そうしたところにも，時間をかけて粘り強く働きかけていく必要があるのではないか．

第６章　ヨーロッパ評議会「スポーツに関する拡大部分協定（EPAS）」にもとづく公開ハンドブック“LGBT inclusion in Sport”

來田　享子[1)]

ここでは，スポーツにおいてLGBTの人々を包摂するための好事例となる実践をハンドブック形式でまとめた“LGBT inclusion in Sport”を参考資料として紹介する．

このハンドブックが公開されることになった経緯を理解するために，スポーツ政策に関わる国際的な動向，特にヨーロッパにおける動向を示しておきたい．

各国のスポーツ政策に影響を与える国際的な動向のひとつに，ユネスコが主催する体育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS）[1)]がある．この会議では，ユネスコ加盟国および準加盟地域のスポーツ担当大臣および上級実務者が一堂に会し，スポーツにおける国際的重要課題について議論が行われる．2017年の同会議は「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」[2)]やオリンピック憲章に記された理念を実現し，過去の会議の成果を実行するために「カザン行動計画」[3, 4)]が策定された．この計画では，以下の３つの主要領域が設定された．

○主要政策領域Ⅰ：あらゆる人のスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開
○主要政策領域Ⅱ：持続可能な開発と平和に対するスポーツによる貢献を最大化する
○主要政策領域Ⅲ：スポーツ・インテグリティの保護

このうち主要領域ⅠおよびⅡの具体的な目標には「スポーツ界のジェンダー平等と女性の地位向上」が含まれた．

この他，国連が2015年９月に設定した国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）[5)]」の１つにもジェンダー平等の実現が含まれ，国連開発と平和のためのスポーツ局（UNOSDP）の活動もこれと連動している．また，2010年にWHOが刊行した「健康のための身体活動に関する国際勧告」[6)]は，健康の側面から国や自治体のスポーツ政策に影響を与えている．競技的なスポーツ界の政策に影響を与える動向としては，IOCが2014年に採択した「アジェンダ2020」がある．この提言には，40項目から成るオリンピック・ムーブメントの将来戦略が示されており，ジェンダー平等の達成やスポーツ界の多様性の促進が含まれている．

スポーツ界における性にもとづく不平等の解消は，1980年代後半から，国際的な課題になってきた．近年，この問題は，性に関わる不平等という文脈から，性的マイノリティ（LGBT）に対する差別の解消やスポーツにおける性的マイノリティの人権保障の課題ともリンクして，政策が展開されるようになっている．

ヨーロッパでは，ヨーロッパ連合（EU）の専門委員会がスポーツに関する行動計画（EU Work Plan for sport）を2011－2014期および2014－2017期に策定し，WHOヨーロッパ委員会がPhysical activity strategy for the WHO European Region 2016－2025を策定した．EU加盟国はこれらに則りながら，各国の状況に応じたスポーツ政策を進めている．本プロジェクトがテーマとするLGBTの人々に配慮したスポーツ環境の構築においても，モデルとなる取り組みが含まれている．

ヨーロッパがモデルになることの背景には，ヨーロッパ評議会（Council of Europe, 以下CE）[7)]にヨーロッパ人権条約があることがある．また，スポーツにおける権利保障に関しては，1975年に世界に先駆けて「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」を採択し，スポーツが人間性を開花させる文化であることを明記した．以来，各国のスポーツ大臣による公式・非公式の会議を継続的に開催し，スポーツにおける観客の暴力，アンチ・ドーピングなどの分野で条約の採択や委員会の設置を進めてきた歴史がある．

1）中京大学

1992年には「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」「ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領」が採択され，スポーツが人々の権利であることとともに，個人と社会にどのような役割を果たすかについても明記された．近年では，2014年に「スポーツにおける八百長防止条約」を採択するなど，新しい社会的課題にも対応している．

スポーツにおけるジェンダー・セクシュアリティの観点からの権利保障に関係する重要な動きのひとつは，2007年に「スポーツに関する拡大部分協定（EPAS）[8]」が採択されたことである．この協定では，多様性の促進，スポーツへの平等な参加等が方針とされ，国とスポーツ組織，NGO間の政策調整等が行われている．2016年１月には“Balance in Sport（BIS）-Tools to implement Gender Equality”プロジェクトの立ち上げイベントが開催された．このプロジェクトの2018年の主な内容は，①リーダーシップ，コーチング，参加，ジェンダー不平等に基づく暴力，メディア等の分野における関連データを幅広く収集すること，②公的機関やスポーツ組織に対し，根拠に基づいた企画，実現に向けた政策，戦略づくりを支援すること，とされている．

このようなプロジェクトの推進と同時に，CEはインターネット上にハンドブックを公開している．EPASで連携する国々において実践されている好事例を公開することによって，国際的な課題をより迅速に合理的に解決することがめざされている．

現在，EPASのサイト[9]では，８つのハンドブックが公開されており[10]，たとえば“Gender equality in sports[11]”では，スポーツにおけるジェンダーやその他の差別の現状を簡単に示した上で，子どもや若者に身体活動への参加を促すためのスポーツ施設公開プロジェクト（スイス），地方のスポーツ政策におけるジェンダー主流化の具体例（スペイン）などが紹介されている．

ハンドブック“LGBT inclusion in sport[12]”の目次を表１に示した．

第２章では，11－19歳のサッカーを行っている若者をターゲットにした「同性愛嫌悪と闘う」キャンペーンや16－21歳のLGBT当事者の若者による「プライド・ユース・ゲイムズ」の開催（イギリス），同性愛者である大人の選手が，ジュニア世代の若い選手と交流し，競技することを通して，偏見を取り除こうとする水泳競技会（オランダ）などが紹介されている．

表１　LGBT inclusion in Sportの目次

序文
導入
1.　環境
1.1　スポーツにおけるホモフォビア
1.2　スポーツにおけるトランスフォビア
1.3　制度的な差別
1.4　スポーツにおけるLGBTの人々の包摂
2.　若者、性的指向・ジェンダーアイデンティティとスポーツ（８つの好事例となる実践）
3.　成人のLGBTに関する取り組み－LGBTスポーツ・ムーブメント（５つの好事例となる実践）
４．まとめ
参考文献

これらの実践事例は，チームや組織の関係者の理解を促進し，LGBTの人々がよりスポーツに取り組みやすい環境を構築するための実践として機能するに留まらない．それぞれの実践が，スポーツを通じ，社会により良い影響を与えようとする試みであることが読み取れる．

国内でのLGBTの人々に対する環境整備は，ヨーロッパと比較すれば，進んでいるとは言いがたい現状がある．しかし，ハンドブックの実践事例を参考に，スポーツ組織が積極的に取り組みを進め，社会に影響を与えることは，そのスポーツの社会的価値を向上させることに結びつくのではないだろうか．

注・参考文献

１）第１回は1976年にパリで開催．2017年には第６回が開催された．

２）1978年採択，1991年小改定を経て，2015年全面改定．この改定では従来の憲章名「体育・スポーツ」に「身体活動」を含めて対象領域を拡大し，ジェンダー平等の達成を明記した．

３）スポーツ庁による仮訳が公開されている．http:

//www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/014_index/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2017/09/11/1395318_5.pdf

4）スポーツ庁のサイトには，ジェンダー不平等の解消とスポーツにおける女性の地位向上に章典を充てたカザン行動計画の概要説明書が公開されている．
http：//www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/014_index/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2017/12/19/1399622_0004.pdf

5）2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として採択．17のゴール・169のターゲットから構成されている．

6）Global Recommendations on Physical Activity for Healthは宮地元彦ら（独立行政法人国立健康・栄養研究所）による日本語版がある（http：//www.nibiohn.go.jp/files/kenzo20120306.pdf）．

7）ヨーロッパ評議会（Council of Europe）は，28カ国が加盟するEUとは異なる機関で，1949年に民主主義と人権を保障する目的で設立．1950年採択のヨーロッパ人権条約は現在の加盟国47カ国，８億人の人権保障を担う．1954年「ヨーロッパ文化条約」にはじめてスポーツ領域に関する規定を設け，近年ではスポーツは社会統合や寛容，相互理解の重要な推進力とされている．

8）Enlarged Partial Agreement on Sportの略．38の加盟国の公的機関がスポーツに関する政府間協力を行い，スポーツが直面する課題に取り組むための基盤を提供．

9）https：//www.coe.int/en/web/sport/epas

10）https：//www.coe.int/en/web/sport/publications

11）Clotilde Talleu（2011）Gender equality in sports, Access for Girls and Women to Sport Practices, Good practices Handbooks, No.2., Council of Europe.

12）Louise Englefield（2012）LGBT Inclusion in sport, Good practice handbooks, No.4., Council of Europe.